

○個人情報保護委員会告示第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条及び附則第五十二条の規定の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改訂後	改訂前
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編） 目次 [第 1・第 2 略] 第 3 総論 [第 3－1～第 3－5 略] 第 3－6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応 第 3－7 [略] 第 4 各論 [第 4－1～第 4－5 略] 第 4－6 <u>個人情報保護法</u>の主な規定 （別 添 1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編） （別 添 2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（行政機関等・地方公共団体等編） 第 1 はじめに 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編） 目次 [第 1・第 2 同左] 第 3 総論 [第 3－1～第 3－5 同左] 第 3－6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応 第 3－7 [同左] 第 4 各論 [第 4－1～第 4－5 同左] 第 4－6 <u>行政機関個人情報保護法等</u>の主な規定 （別 添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編） [加える。] 第 1 はじめに 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を

実現するための社会基盤として導入されるものである。

一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。

個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、また、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護条例」という。）において各種保護措置が定められている。

番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。

本ガイドラインは、個人番号を取り扱う行政機関（個人情報保護法第2条第8項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（同法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）

実現するための社会基盤として導入されるものである。

一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。

個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の三つの法律（以下「一般法」という。）があり、また、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護条例」という。）において各種保護措置が定められている。

番号法においては、一般法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。

本ガイドラインは、個人番号を取り扱う行政機関（行政機関個人情報保護法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規

（以下「行政機関等」という。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（同法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており（番号法第4条、第5条）、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等又は地方公共団体等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。

以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。

「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。

定する独立行政法人等をいう。）（以下「行政機関等」という。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており（番号法第4条、第5条）、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等又は地方公共団体等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。

以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。

「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。

「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。

「第4 各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。

*印は、行政機関等又は地方公共団体等の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。

第2 用語の定義等

本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。

項番	用語	定義等
①	[略]	生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方

「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。

「第4 各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。

*印は、行政機関等又は地方公共団体等の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。

第2 用語の定義等

本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。

項番	用語	定義等
①	[同左]	生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方

		式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 二 個人識別符号が含まれるもの 【番号法第2条第3項、個人情報保護法第2条第1項】 ※ 生存する個人の個人番号は、個人識別符号に該当する(個人情報保護法第2条第1項第2号、同条第2項、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。))			式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。行政機関個人情報保護法第2条第3項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。同法以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合(地方公共団体等においては容易に照合)することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。 二 個人識別符号が含まれるもの 【番号法第2条第3項、行政機関個人情報保護法第2条第2項、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項、個人情報保護法第2条第1項】 ※ 生存する個人の個人番号は、個人識別符号に該当する(行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号、同条第3項及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第548号。以下
--	--	---	--	--	---

		第1条第6号)。			「行政機関個人情報保護法施行令」という。)第3条第6号並びに独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項第2号、同条第3項及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第549号。)第1条第6号)。
②	[略]	行政機関等の職員(独立行政法人等にあつては、その役員を含む。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。 【個人情報保護法第60条第1項】	②	[同左]	行政機関の職員及び独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員及び独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関及び独立行政法人等が保有しているものをいう。【行政機関個人情報保護法第2条第5項、独立行政法人等個人情報保護法第2条第5項】
③	[略]	[略]	③	[同左]	[同左]
④	[略]	個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第8項】	④	[同左]	個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。 【番号法第2条第8項】

		※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（個人情報保護法第2条第1項第2号、番号法第2条第8項）。				※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（ <u>行政機関個人情報保護法第2条第2項第2号、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項第2号、個人情報保護法第2条第1項第2号、番号法第2条第8項</u> ）。	
⑤	[略]	<行政機関等> 保有個人情報を含む情報の集合物であって次に掲げるものをいう。 ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ② ①に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの <地方公共団体等> 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 ③ 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように		⑤	[同左]	<行政機関等> 保有個人情報を含む情報の集合物であって次に掲げるものをいう。 ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ② ①に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの <地方公共団体等> 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 ③ 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように	

		体系的に構成したもの ④ ③に掲げるもののほか、特定の個人情報情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして<u>個人情報保護法施行令</u>で定めるもの 【番号法第2条第4項、<u>個人情報保護法</u>第60条第2項、第16条第1項、<u>個人情報保護法施行令第4条</u>】			体系的に構成したもの ④ ③に掲げるもののほか、特定の個人情報情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「<u>個人情報の保護に関する法律施行令</u>」（平成15年政令第507号。以下「<u>個人情報保護法施行令</u>」という。）で定めるもの 【番号法第2条第4項、<u>行政機関個人情報保護法</u>第2条第6項、<u>独立行政法人等個人情報保護法</u>第2条第6項、<u>個人情報保護法</u>第2条第4項、<u>個人情報保護法施行令第3条</u>】
⑥	[略]	[略]	⑥	[同左]	[同左]
⑦	[略]	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第4-1-(1)1A a）。 【番号法第2条第10項】	⑦	[同左]	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう（→第4-1-(1)1A a）。 【番号法第2条第10項】
⑧	[略]	番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人	⑧	[同左]	番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人

		番号を必要な限度で利用して行う事務をいう（→第4-1-(1)1A b）。 【番号法第2条第11項】			番号を必要な限度で利用して行う事務をいう（→第4-1-(1)1A b）。 【番号法第2条第11項】
⑨ ～ ⑱	[略]	[略]	⑨ ～ ⑱	[同左]	[同左]
第3 総論 第3-1 目的 委員会は、個人情報保護法第128条に基づき、<u>行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。</u>本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法第128条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。			第3 総論 第3-1 目的 委員会は、個人情報保護法第60条に基づき、<u>個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。</u>本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法第60条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。		
第3-2 本ガイドラインの適用対象等 (1) [略] (2) 行政機関等及び地方公共団体等が番号法の適用を受ける場面			第3-2 本ガイドラインの適用対象等 (1) [同左] (2) 行政機関等及び地方公共団体等が番号法の適用を受ける場面		

行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号の提供の求めの制限（番号法第15条）並びに特定個人情報の提供の制限（同法第19条）及び収集等の制限（同法第20条）の規定の適用を受ける。また、行政機関等及び地方公共団体等が同法の規定の適用を受ける主な事務は、次のとおりである。

- ・ [略]
- ・ 行政機関等及び地方公共団体等がその職員等（以下「職員」という。）から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）等に提出する事務（同法第9条第4項）
- ・ 激甚災害が発生したとき等において、「所得税法」（昭和40年法律第33号）第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに該当する独立行政法人等（以下「金融機関に該当する独立行政法人等」という。）が個人番号を利用して金銭を支払う事務（同法第9条第5項）

なお、行政機関等又は地方公共団体等から個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者となる。

第3-3 本ガイドラインの位置付け等

(1) 番号法と個人情報保護法との関係

番号法は、特定個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法の特例を規定した特別法であることから、番号法の規定は、個人情報保護法の規定に優先して適用される。一方、特

行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号の提供の求めの制限（番号法第15条）並びに特定個人情報の提供の制限（同法第19条）及び収集等の制限（同法第20条）の規定の適用を受ける。また、行政機関等及び地方公共団体等が同法の規定の適用を受ける主な事務は、次のとおりである。

- ・ [同左]
- ・ 行政機関等及び地方公共団体等がその職員等（以下「職員」という。）から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）等に提出する事務（同法第9条第3項）
- ・ 激甚災害が発生したとき等において、「所得税法」（昭和40年法律第33号）第225条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに該当する独立行政法人等（以下「金融機関に該当する独立行政法人等」という。）が個人番号を利用して金銭を支払う事務（同法第9条第4項）

なお、行政機関等又は地方公共団体等から個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者となる。

第3-3 本ガイドラインの位置付け等

(1) 番号法と一般法との関係

番号法は、特定個人情報の取扱いに関して、一般法の特例を規定した特別法であることから、番号法の規定は、一般法の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して

定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護法の規定が適用される。

(2) 番号法と個人情報保護条例との関係

一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護条例の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護条例の規定が適用される。

また、番号法により個人情報保護法の規定を読み替えて適用することとされている部分があること等を踏まえ、番号法第32条においては、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、また、地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものとしている。

したがって、地方公共団体においては、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

(3) 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。

また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法又は個人情報保護条例が適用される部分については、個人情報保護法を基に定められている「個人情報の保

番号法に特段の規定がない事項については、一般法の規定が適用される。

(2) 番号法と個人情報保護条例との関係

一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護条例の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護条例の規定が適用される。

また、番号法により行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定を読み替えて適用することとされている部分があること等を踏まえ、番号法第32条においては、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、また、地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものとしている。

したがって、地方公共団体においては、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

(3) 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。

また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく一般法又は個人情報保護条例が適用される部分については、一般法を基に定められている指針等（「行政機関の保有する個

「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」
（令和４年個人情報保護委員会告示第１号）（以下「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」という。）、指針等（「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年６月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）等をいい、以下「指針等」という。）を遵守することを前提としている。

第３－４ 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

個人番号は、社会保障、税及び災害対策の分野において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号である。したがって、個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。

そこで、番号法においては、特定個人情報について、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される。

ア 特定個人情報の利用制限

番号法においては、個人番号を利用することができる範囲

個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
（平成16年９月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」（平成16年９月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）及び「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年６月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）等をいい、以下「指針等」という。）を遵守することを前提としている。

第３－４ 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

個人番号は、社会保障、税及び災害対策の分野において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号である。したがって、個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。

そこで、番号法においては、特定個人情報について、一般法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される。

ア 特定個人情報の利用制限

番号法においては、個人番号を利用することができる範囲

について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条及び別表第1）。また、個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第1項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

さらに、個人番号利用事務等実施者に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。

イ 特定個人情報の安全管理措置等

行政機関等については、個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならない、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者その他の同法第66条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合にも同様の義務が課されている（個人情報保護法第66条）。また、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、個人情報保護法第66条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労

について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条及び別表第1）。また、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第30条第1項及び第2項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

さらに、個人番号利用事務等実施者に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。

イ 特定個人情報の安全管理措置等

行政機関等については、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならない、個人情報の取扱いの委託を受けた者にも同様の義務が課されている（行政機関個人情報保護法第6条、独立行政法人等個人情報保護法第7条）。また、行政機関等の職員又は受託業務に従事している者は、個人情報を漏えいし又は不当な目的に利用することが禁止されている（行政機関個人情報保護法第7条、独立行政法人等個人情報保護法第8条）。

働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することが禁止されている（個人情報保護法第67条）。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めるところによる。

番号法においては、これらに加え、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。

また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第2条第12項及び第13項）、これらの者も番号法における個人番号の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。

ウ 特定個人情報の提供制限等

個人情報保護法は、法令に基づく場合を除くほか、同法第69条第2項各号に定める場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認めていない（個人情報保護法第69条）。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めるところによる。

番号法においては、これらに加え、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。

また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第2条第12項及び第13項）、これらの者も番号法における個人番号の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。

ウ 特定個人情報の提供制限等

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法は、保有個人情報について、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（行政機関個人情報保護法第8条、独立行政法

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。

番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。

さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。

なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。

(2) 委員会による監視・監督

委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。

- ・ 個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。

人等個人情報保護法第9条）。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。

番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、一般法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。

さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。

なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。

(2) 委員会による監視・監督

委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。

- ・ 個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関等又は地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。

- ・[略]
- ・[略]
- ・[略]。
- ・[略]。

(3) 罰則の強化

個人情報保護法及び「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条の3まで）。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			<u>個人情報保護法</u>	住民基本台帳法
①	[略]	[略]	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第171条）	[略]

- ・[同左]
- ・[同左]
- ・[同左]
- ・[同左]

(3) 罰則の強化

行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条の3まで）。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			<u>行政機関個人情報保護法</u> 〔 <u>独立行政法人等個人情報保護法</u> 〕	住民基本台帳法
①	[同左]	[同左]	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第53条〔第50	[同左]

②	[略]	[略]	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第175条)	[略]
③ ～ ④	[略]	[略]	[略]	[略]
⑤	[略]	[略]	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第176条)	[略]
⑥ ～ ⑧	[略]	[略]	[略]	[略]

第3-5 [略]

第3-6 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応

保有個人情報の漏えい等事案が発生した場合、個人情報保護法第63条に規定する行政機関の長等は、個人情報保護法、「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）」、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）等に基づき報告等が求められているところであるが、特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、行政機関等には、番

			条])	
②	[同左]	[同左]	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第54条[第51条])	[同左]
③ ～ ④	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
⑤	[同左]	[同左]	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 (第55条[第52条])	[同左]
⑥ ～ ⑧	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

第3-5 [同左]

第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定める。

号法第29条の4、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）及び本ガイドライン「（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（行政機関等・地方公共団体等編）」に基づき報告等が求められる。	
[削る。] 第3－7 [略] 第4 各論 第4－1 特定個人情報の利用制限 第4－1－(1) 個人番号の利用制限 （関係条文） ・ 番号法 第9条、第30条第1項 ・ 個人情報保護法 第61条第2項、第69条	※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第29条の4及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）並びに「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年9月28日特個第581号特定個人情報保護委員会事務局長通知）を参照のこと。 第3－7 [同左] 第4 各論 第4－1 特定個人情報の利用制限 第4－1－(1) 個人番号の利用制限 （関係条文） ・ 番号法 第9条、第30条第1項、<u>第2項</u> ・ <u>行政機関個人情報保護法</u> 第3条第2項、第8条

[削る。]

1 個人番号の原則的な取扱い

個人番号^(注)は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。

行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務、個人番号関係事務及び各議院審査等番号法第19条第13号から第17号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務である。

また、金融機関に該当する独立行政法人等は、激甚災害の場合等に、個人番号関係事務のために保管している個人番号を金銭の支払のために利用することができる。

行政機関等は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き（**2**参照）、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。地方公共団体等も同様である。

(注) 「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第2条第8項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。また、個人番号の一部のみを用いた

・独立行政法人等個人情報保護法 第3条第2項、第9条

1 個人番号の原則的な取扱い

個人番号^(注)は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務の範囲の中から、具体的な利用目的を特定した上で、利用するのが原則である。

行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務、個人番号関係事務及び各議院審査等番号法第19条第13号から第17号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務である。

また、金融機関に該当する独立行政法人等は、激甚災害の場合等に、個人番号関係事務のために保管している個人番号を金銭の支払のために利用することができる。

行政機関等は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、例外として認められる場合を除き（**2**参照）、これらの事務以外で個人番号を利用してはならない。地方公共団体等も同様である。

(注) 「個人番号」には、個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号等も含まれる（番号法第2条第8項）。例えば、数字をアルファベットに読み替えるという法則に従って、個人番号をアルファベットに置き換えた場合であっても、当該アルファベットは「個人番号」に該当することとなる。一方、基礎年金番号、システムで使

ものや、不可逆に変換したものであっても、個人番号の唯一無二性や悉皆性等の特性を利用して個人の特定に用いている場合等は、個人番号に該当するものと判断されることがある。一方、基礎年金番号、システムで使用している住民番号、職員番号等（個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。

A 個人番号を利用することができる事務の範囲

a 個人番号利用事務（番号法第9条第1項から第3項）

個人番号利用事務とは、行政機関等、地方公共団体等その他の者が、法令に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報 の検索、管理のために個人番号を利用することをいい、番号法別表第1の下欄に個人番号利用事務が列挙されている。

また、地方公共団体の場合は、同法別表第1に掲げられていない事務であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる。

＊ [略]

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として社会保障、地方税又は防災に関する複数の事務を同一の機関で処理しており、個人情報保護

用している住民番号、職員番号等（個人番号を一定の法則に従って変換したものではないもの）は、「個人番号」には該当しない。

A 個人番号を利用することができる事務の範囲

a 個人番号利用事務（番号法第9条第1項及び第2項）

個人番号利用事務とは、行政機関等、地方公共団体等その他の者が、法令に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報 の検索、管理のために個人番号を利用することをいい、番号法別表第1の下欄に個人番号利用事務が列挙されている。

また、地方公共団体の場合は、同法別表第1に掲げられていない事務であっても、同法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、個人番号を利用することを条例で定めるものについて、個人番号を利用することができる。

＊ [同左]

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の総合的な行政主体として社会保障、地方税又は防災に関する複数の事務を同一の機関で処理しており、個人情報保護

条例の規定の下、複数の事務間において相互に個人情報の授受がなされているところもある。これと同様に、特定個人情報についても、番号法別表第1に掲げられている事務を処理するために必要な場合に複数の事務間で特定個人情報を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用する場合が想定される。このような場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。

なお、地方公共団体において、同法第9条第2項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている場合があるが、この場合であって、同項に基づく特定個人情報の移転に係る条例を定める場合に、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要と判断するときは、当該書面の提出を義務付けている条例等を改正等する必要がある。ある。

また、法務大臣は、同法第9条第3項に基づき、同法第19条第8号又は第9号の規定による戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。

行政機関等又は地方公共団体等から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うこ

条例の規定の下、複数の事務間において相互に個人情報の授受がなされているところもある。これと同様に、特定個人情報についても、番号法別表第1に掲げられている事務を処理するために必要な場合に複数の事務間で特定個人情報を移転し、その検索、管理を行うために個人番号を利用する場合が想定される。このような場合には、同一機関内であっても複数事務間で特定個人情報の移転を行うこととなることから、同法第9条第2項に基づく条例を定める必要があると解されている。

なお、地方公共団体において、同法第9条第2項に基づき、条例で個人番号を利用することができることとした事務について、当該事務の根拠を定める条例において書面の提出を義務付けている場合があるが、この場合であって、同項に基づく特定個人情報の移転に係る条例を定める場合に、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を不要と判断するときは、当該書面の提出を義務付けている条例等を改正等する必要がある。ある。

行政機関等又は地方公共団体等から個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務を行うこ

とができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。

b 個人番号関係事務（番号法第9条第4項）

[略]

c 各議院審査等番号法第19条第13号から第17号までにに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務（番号法第9条第6項）

[略]

B 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止（番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項）

個人番号の利用目的はできる限り特定及び明示がされなければならない、原則として個人番号は特定された利用目的の範囲内で利用されることとなる。

* [略]

個人情報保護法は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合等は、個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができることとしているが、番号法は、例外として認

とができる。この場合において、当該委託を受けた者は、委託に関する契約の内容に応じて、本ガイドラインが適用されることとなる。

b 個人番号関係事務（番号法第9条第3項）

[同左]

c 各議院審査等番号法第19条第13号から第17号までにに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務（番号法第9条第5項）

[同左]

B 利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止（番号法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項、番号法第30条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項）

個人番号の利用目的はできる限り特定及び明示がされなければならない、原則として個人番号は特定された利用目的の範囲内で利用されることとなる。

* [同左]

一般法は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合等は、個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができることとしているが、番号法は、例外として認められる

められる二つの場合を除き（2参照）、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用してはならないと定めている。

したがって、個人番号についても利用目的以外の目的のために利用してはならない。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

2 例外的な取扱いができる場合

番号法では、次に掲げる場合に、例外的に利用目的以外の目的のための個人番号の利用を認めている。

- a **金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合**（番号法第9条第5項、第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項、番号法施行令^{（注）}第10条、激甚災害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号））

[略]

- b **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合**（番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第2項第1号）

二つの場合を除き（2参照）、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用してはならないと定めている。

したがって、個人番号についても利用目的以外の目的のために利用してはならない。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

2 例外的な取扱いができる場合

番号法では、次に掲げる場合に、例外的に利用目的以外の目的のための個人番号の利用を認めている。

- a **金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合**（番号法第9条第4項、第30条第2項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項、番号法施行令^{（注）}第10条、激甚災害が発生したとき等にあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号））

[同左]

- b **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合**（番号法第30条第1項又は第2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号又

[略] 第 4 - 1 - (2) [略] 第 4 - 2 特定個人情報の安全管理措置等 第 4 - 2 - (1) 委託の取扱い (関係条文) ・ 番号法 第10条、第11条 ・ <u>個人情報保護法 第66条</u> [削る。] 1 委託先の監督 (番号法第11条、<u>個人情報保護法第66条</u>) A 委託先における安全管理措置 個人情報保護法第66条第2項第1号において、委託を受けた者は、当該委託を受けた業務に係る保有個人情報の安全管理措置を講ずることを義務付けられている。 地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。 これに加え、番号法は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、委託した個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「<u>委託を受けた者</u>」に対する必要かつ適切な監督を行わなければ	<u>は独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第1号)</u> [同左] 第 4 - 1 - (2) [同左] 第 4 - 2 特定個人情報の安全管理措置等 第 4 - 2 - (1) 委託の取扱い (関係条文) ・ 番号法 第10条、第11条 ・ <u>行政機関個人情報保護法 第6条</u> ・ <u>独立行政法人等個人情報保護法 第7条</u> 1 委託先の監督 (番号法第11条、<u>行政機関個人情報保護法第6条</u>、<u>独立行政法人等個人情報保護法第7条</u>) A 委託先における安全管理措置 行政機関個人情報保護法第6条第2項において、委託を受けた者は、保有個人情報の安全管理措置を講ずることを義務付けられている（独立行政法人等個人情報保護法第7条第2項においても同じ。）。 地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。 これに加え、番号法は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、委託した個人番号利用事務等で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「<u>委託を受けた者</u>」に対する必要かつ適切な監督を行わなければ
--	--

ならないとしている。

このため、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする行政機関等及び地方公共団体等は、「委託を受けた者」において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

なお、「委託を受けた者」を適切に監督するために必要な措置を講じず、又は、必要かつ十分な監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号法違反と判断される可能性がある。

B [略]

2 [略]

第4-2-(2) 安全管理措置

(関係条文)

- ・番号法 第12条
 - ・個人情報保護法 第66条、第67条
- [削る。]

- **安全管理措置**（番号法第12条、個人情報保護法第66条、第67条）

ならないとしている。

このため、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする行政機関等及び地方公共団体等は、「委託を受けた者」において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関等及び地方公共団体等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

なお、「委託を受けた者」を適切に監督するために必要な措置を講じず、又は、必要かつ十分な監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号法違反と判断される可能性がある。

B [同左]

2 [同左]

第4-2-(2) 安全管理措置

(関係条文)

- ・番号法 第12条
- ・行政機関個人情報保護法 第6条、第7条
- ・独立行政法人等個人情報保護法 第7条、第8条

- **安全管理措置**（番号法第12条、行政機関個人情報保護法第6条、第7条、独立行政法人等個人情報保護法第7条、第8条）

個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、行政機関等は、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

行政機関等及び地方公共団体等は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン（「（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を含む。）及び指針等を遵守することを前提とする。

また、行政機関等及び地方公共団体等は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

※ 安全管理措置の具体的な内容については、「（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。

個人番号利用事務等実施者は、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、行政機関等は、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

行政機関等及び地方公共団体等は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び行政機関個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン（「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を含む。）及び指針等を遵守することを前提とする。

また、行政機関等及び地方公共団体等は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

※ 安全管理措置の具体的な内容については、「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。

第 4－3 特定個人情報の提供制限等

第 4－3－(1) 個人番号の提供の要求

(関係条文)

[略]

1 提供の要求 (番号法第14条第 1 項)

行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務等を行うため、本人又は他の個人番号利用事務等実施者から個人番号の提供を受ける必要がある。番号法第14条第 1 項は、個人番号利用事務等実施者（同法第 9 条第 3 項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び²において同じ。）が個人番号の提供を求めるための根拠となる規定である。

個人番号利用事務等実施者は、本条により、個人番号利用事務等処理するために必要がある場合、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることとなる。

2 [略]

3 地方公共団体情報システム機構に対する提供の要求 (番号法第14条第 2 項、番号法施行令第11条)

個人番号利用事務実施者（住民基本台帳法別表第 1 から別表第 4 までの上欄に掲げる者（番号法第 9 条第 3 項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）に限る。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の 9 から第30条の12までの規定により、地方公共団体情

第 4－3 特定個人情報の提供制限等

第 4－3－(1) 個人番号の提供の要求

(関係条文)

[同左]

1 提供の要求 (番号法第14条第 1 項)

行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務等を行うため、本人又は他の個人番号利用事務等実施者から個人番号の提供を受ける必要がある。番号法第14条第 1 項は、個人番号利用事務等実施者が個人番号の提供を求めるための根拠となる規定である。

個人番号利用事務等実施者は、本条により、個人番号利用事務等処理するために必要がある場合、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることとなる。

2 [同左]

3 地方公共団体情報システム機構に対する提供の要求 (番号法第14条第 2 項、番号法施行令第11条)

個人番号利用事務実施者（住民基本台帳法別表第 1 から別表第 4 までの上欄に掲げる者に限る。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の 9 から第30条の12までの規定により、地方公共団体情報システム機構に対し、同法第30条の 9 に規定する機構保存本人確認情報の提供を求

報システム機構に対し、同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。

第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

(関係条文)

- ・ 番号法 第15条、第19条、第30条第1項、第31条第1項及び第2項
- ・ 個人情報保護法 第69条
[削る。]

1 [略]

2 **特定個人情報の提供制限** (番号法第19条)
[略]

A [略]

B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から第17号まで)

特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち行政機関等及び地方公共団体等に関わるものは、次のとおりである。

a 個人番号利用事務実施者からの提供 (第1号)
個人番号利用事務実施者 (同法第9条第3項の規定により

めることができる。

第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

(関係条文)

- ・ 番号法 第15条、第19条、第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで
- ・ 行政機関個人情報保護法 第8条
- ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第9条

1 [同左]

2 **特定個人情報の提供制限** (番号法第19条)
[同左]

A [同左]

B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から第17号まで)

特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち行政機関等及び地方公共団体等に関わるものは、次のとおりである。

a 個人番号利用事務実施者からの提供 (第1号)
個人番号利用事務実施者が、個人番号利用事務を処理する

情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この号において同じ。)が、個人番号利用事務を処理するために、必要な限度で本人、代理人又は個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供する場合である。

＊ [略]

[b～d 略]

ｅ 機構による個人番号の提供（第5号、第14条第2項、番号法施行令第11条）

地方公共団体情報システム機構は、番号法第14条第2項の規定に基づき、個人番号利用事務実施者（住民基本台帳法別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者（番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）に限る。）に個人番号を含む機構保存本人確認情報を提供することができる。

[f～k 略]

Ⅰ 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第15号、番号法施行令第25条、同施行令別表）

①各議院の審査、調査の手續、②訴訟手續その他の裁判所における手續、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の

ために、必要な限度で本人、代理人又は個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供する場合である。

＊ [同左]

[b～d 同左]

ｅ 機構による個人番号の提供（第5号、第14条第2項、番号法施行令第11条）

地方公共団体情報システム機構は、番号法第14条第2項の規定に基づき、個人番号利用事務実施者（住民基本台帳法別表第1から別表第4までの上欄に掲げる者に限る。）に個人番号を含む機構保存本人確認情報を提供することができる。

[f～k 同左]

Ⅰ 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第15号、番号法施行令第25条、同施行令別表）

①各議院の審査、調査の手續、②訴訟手續その他の裁判所における手續、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の

検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときは、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第25条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第2号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第4号）、租税調査（同表第8号）、個人情報保護法の規定による報告徴収（同表第19号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）の規定による届出（同表第21号）等がある。

[m・n 略]

C 個人情報保護法による提供の制限との違い

個人情報保護法第69条は、保有個人情報について、法令の規定に基づく場合、本人の同意がある場合等には、第三者に提供することができることとしている。

一方、番号法においては、他の法令の規定や本人の同意があったとしても、同法第19条各号に該当する場合を除いて、特定個人情報を提供してはならない。

したがって、特定個人情報の提供を求められた場合には、その提供を求める根拠が、同法第19条各号に該当するものかどうかをよく確認し、同条各号に該当しない場合には、特定個人情報を提供してはならない。

検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときは、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第25条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第2号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第4号）、租税調査（同表第8号）、個人情報保護法の規定による報告徴収（同表第19号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）の規定による届出（同表第23号）等がある。

[m・n 同左]

C 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法による提供の制限との違い

行政機関個人情報保護法第8条及び独立行政法人等個人情報保護法第9条は、保有個人情報について、法令の規定に基づく場合、本人の同意がある場合等には、第三者に提供することができることとしている。

一方、番号法においては、他の法令の規定や本人の同意があったとしても、同法第19条各号に該当する場合を除いて、特定個人情報を提供してはならない。

したがって、特定個人情報の提供を求められた場合には、その提供を求める根拠が、同法第19条各号に該当するものかどうかをよく確認し、同条各号に該当しない場合には、特定

	<u>個人情報を提供してはならない。</u>
＊ <u>個人情報保護法</u>の規定に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求において、本人から個人番号を付して請求が行われた場合や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合であり、特定個人情報を提供することができる。	＊ <u>行政機関個人情報保護法等</u>の規定に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求において、本人から個人番号を付して請求が行われた場合や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合であり、特定個人情報を提供することができる。
第４－３－(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供	第４－３－(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供
(関係条文) ・番号法 第19条、第21条から第26条まで、第31条 ・<u>個人情報保護法 第69条</u> [削る。]	(関係条文) ・番号法 第19条、第21条から第26条まで、第31条 ・<u>行政機関個人情報保護法 第8条</u> ・<u>独立行政法人等個人情報保護法 第9条</u>
1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携 A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条） [略] (注) [略] 〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項 情報連携に必要な情報提供用個人識別符号（番号法<u>第9条第3項</u>に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）の取得に当たって用いられる符号である取得番号（<u>同法第21条の2第2項</u>	1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携 A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条） [同左] (注) [同左] 〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項 情報連携に必要な情報提供用個人識別符号（番号法<u>第21条の2第1項</u>に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）の取得に当たって用いられる符号である取得番号（<u>同条第2項</u>に規定

に規定する取得番号をいう。) に関しては、同条第3項において、「情報照会者等（情報照会者又は情報提供者をいう。）、内閣総理大臣、機構及び前項の市町村長は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第6項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。

したがって、情報照会者等、内閣総理大臣、機構及び市町村長並びに取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除する必要がある。

B [略]

2 情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条）

[略]

a [略]

b 情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、 a に規定する事項のほか、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、次に掲げる事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネッ

する取得番号をいう。) に関しては、同条第3項において、「情報照会者等（情報照会者又は情報提供者をいう。）及び内閣総理大臣は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第6項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。

したがって、情報照会者等及び内閣総理大臣並びに取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除する必要がある。

B [同左]

2 情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条）

[同左]

a [同左]

b 情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、 a に規定する事項のほか、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が、次に掲げる事項に該当する場合には、その旨を情報提供ネッ

<u>トワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第2項、第26条）。</u> 一 個人情報保護法第78条（個人情報保護法第123条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。第3号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。 三 番号法第31条第3項において準用する個人情報保護法第78条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。 なお、提供される特定個人情報ではない情報提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。	<u>トワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を7年間保存しなければならない（番号法第23条第2項、第26条）。</u> 一 番号法第31条第1項の規定により、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）を加えた「代理人」と読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。 三 番号法第31条第3項の規定により、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に任意代理人を加えた「代理人」と読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。 なお、提供される特定個人情報ではない情報提供の求め又は提供の事実が不開示情報に該当するか否かについては、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者であるそれぞれの行政機関の長等において判断することとなることに留意する必要がある。
c [略]	c [同左]
d 情報提供等の記録に記録された特定個人情報について	d 情報提供等の記録に記録された特定個人情報について

は、番号法において、個人情報保護法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規定を全て適用除外としており、利用目的以外の目的のために利用することはできない（番号法第31条第1項又は第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第69条第1項）。

地方公共団体等が保有する情報提供等の記録については、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

3 秘密の管理及び秘密保持義務（番号法第24条、第25条、第26条）

- a 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務（番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）又は条例事務関係情報提供等事務（同法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情

は、番号法において、一般法における利用目的以外の目的のために利用することを認める規定を全て適用除外としており、利用目的以外の目的のために利用することはできない（番号法第31条第1項又は第2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第3項により読み替えて適用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項及び適用除外とされる同条第2項から第4項まで、番号法第31条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項）。

地方公共団体等が保有する情報提供等の記録については、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

3 秘密の管理及び秘密保持義務（番号法第24条、第25条、第26条）

- a 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務（番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）又は条例事務関係情報提供等事務（同法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提

報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない（番号法第24条、第26条）。

b [略]

第4-3-(4) 収集・保管制限

(関係条文)
[略]

● 収集・保管の制限（番号法第20条）

[略]

(注) [略]

A [略]

B 保管制限と廃棄

[略]

* [略]

* [略]

※ 廃棄方法等の具体的な内容については、「（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。

供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない（番号法第24条、第26条）。

b [同左]

第4-3-(4) 収集・保管制限

(関係条文)
[同左]

● 収集・保管の制限（番号法第20条）

[同左]

(注) [同左]

A [同左]

B 保管制限と廃棄

[同左]

* [同左]

* [同左]

※ 廃棄方法等の具体的な内容については、「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。

第 4－3－(5) 本人確認

(関係条文)

[略]

● 本人確認 (番号法第16条)

本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者（番号法第9条第3項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。）が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。

〈参考 1 : 本人確認の概要〉

[略]

① [略]

② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合

i 書類の提示を受ける場合等

「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」

(令12②一)

(令12②二)

(令12②三)

↳ 戸籍謄本、

↳ 個人番号カード、

↳ 本人に係る

第 4－3－(5) 本人確認

(関係条文)

[同左]

● 本人確認 (番号法第16条)

本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。

〈参考 1 : 本人確認の概要〉

[同左]

① [同左]

② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合

i 書類の提示を受ける場合等

「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」

(令12③一)

(令12③二)

(令12③三)

↳ 戸籍謄本、

↳ 個人番号カード、

↳ 本人に係る

委任状等	運転免許証等	個人番号カード等	委任状等	運転免許証等	個人番号カード等
(規 6 ①一、二) → 困難な場合 (規 6 ①三) → 代理人が法人の場合 (規 6 ②) 電話による場合 → (規 9 ③)	(規 7 ①) → 代理人が法人の場合 (規 7 ②) → 困難な場合 (規 9 ①) ↳ 財務大臣等の特則 (規 9 ②) 電話による場合 → (規 9 ③) → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合 (規 9 ④)	(規 8) ↳ 困難な場合 (規 9 ⑤)	(規 6 ①一、二) → 困難な場合 (規 6 ①三) → 代理人が法人の場合 (規 6 ②) 電話による場合 → (規 9 ③)	(規 7 ①) → 代理人が法人の場合 (規 7 ②) → 困難な場合 (規 9 ①) ↳ 財務大臣等の特則 (規 9 ②) 電話による場合 → (規 9 ③) → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合 (規 9 ④)	(規 8) ↳ 困難な場合 (規 9 ⑤)
ii [略]			ii [略]		
〈参考 2 : 通知カードの廃止に係る経過措置〉 [略]			〈参考 2 : 通知カードの廃止に係る経過措置〉 [同左]		
第 4 - 4 その他の取扱い 第 4 - 4 - (1) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (関係条文) ・ 番号法 第30条第1項、第31条第1項及び第2項			第 4 - 4 その他の取扱い 第 4 - 4 - (1) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (関係条文) ・ 番号法 第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで		

・ <u>個人情報保護法 第70条</u> [削る。]	・ <u>行政機関個人情報保護法 第9条</u> ・ <u>独立行政法人等個人情報保護法 第10条</u>
● 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（<u>個人情報保護法第70条</u>） 行政機関等（同法第123条第2項の規定により同法第2条第11項第2号に規定する独立行政法人等とみなされる同法別表第2に掲げる法人を含む。）が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっている。 <u>地方公共団体においては、同法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>	● 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（<u>行政機関個人情報保護法第9条、独立行政法人等個人情報保護法第10条</u>） 行政機関等が保有する特定個人情報及び情報提供等の記録に関する措置要求については、番号法において適用除外となっている。 <u>地方公共団体においては、同法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>
第4-4-(2) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 （関係条文） ・ 番号法 第28条、第30条、第31条 ・ <u>個人情報保護法 第74条</u> ・ 特定個人情報保護評価に関する規則 第2条 ・ 特定個人情報保護評価指針 ● 特定個人情報ファイルを保有しようとするときの事前通知 A 事前通知（<u>個人情報保護法第74条第1項</u>）	第4-4-(2) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 （関係条文） ・ 番号法 第28条、第30条、第31条 ・ <u>行政機関個人情報保護法 第10条</u> ・ 特定個人情報保護評価に関する規則 第2条 ・ 特定個人情報保護評価指針 ● 特定個人情報ファイルを保有しようとするときの事前通知 A 事前通知（<u>番号法第30条第1項又は第31条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項</u>）

行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、個人情報保護法第74条第1項の規定が適用される。

なお、特定個人情報について個人情報保護法が適用されるときは、同法の規定中「個人情報ファイル」とあるのは「個人情報ファイルである特定個人情報ファイル」を意味する。

また、行政機関が、番号法第28条第1項に規定する評価書（全項目評価書）を委員会へ提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて、同条第2項の規定により委員会の承認を受け、同条第4項の規定により公表したときは、同法第28条第5項の規定により個人情報保護法第74条第1項の規定による委員会に対する通知があったものとみなされる。

委員会は、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第8において、行政機関が「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第2号に規定する重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱うこととしている。

行政機関（会計検査院を除く。以下この項において同じ。）が特定個人情報ファイル（情報提供等の記録を含む。）を保有しようとするときは、個人情報ファイルを保有しようとするときと同様、行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定が適用される。ただし、番号法において同項が読み替えられて適用されるため、当該行政機関の長が同項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない通知先は、総務大臣ではなく委員会である。通知した事項を変更しようとするときも、同様である。なお、特定個人情報について行政機関個人情報保護法が適用されるときは、同法の規定中「個人情報ファイル」とあるのは「個人情報ファイルである特定個人情報ファイル」を意味する。

また、行政機関が、番号法第28条第1項に規定する評価書（全項目評価書）を委員会へ提出し、特定個人情報ファイルの取扱いについて、同条第2項の規定により委員会の承認を受け、同条第4項の規定により公表したときは、同法第30条第1項の規定により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定による委員会に対する通知があったものとみなされる。

委員会は、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第8において、行政機関が「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第2号に規定する重点項目評価書を委員会へ提出し、公表したときについても、委員会に対する事前通知があったものとして取り扱うこととしている。

一方、独立行政法人等は、特定個人情報ファイルを保有する前に委員会に通知する必要はない。地方公共団体等についても、同様に委員会に通知する必要はない。

B 事前通知が不要の場合（個人情報保護法第74条第2項）

個人情報保護法第74条第2項の規定は、特定個人情報ファイルについても個人情報ファイルと同様に適用されることから、同項各号に掲げる個人情報ファイル（例：行政機関の職員の給与に関する事項を記録するもの）に相当する特定個人情報ファイルについては、行政機関の長は、委員会に事前に通知する必要がない。

ただし、事前に通知する必要がない場合であっても、番号法第28条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとされていることに留意する必要がある。

C 保有をやめたときの通知（個人情報保護法第74条第3項）

行政機関の長は、個人情報保護法第74条第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが同

一方、独立行政法人等個人情報保護法には行政機関個人情報保護法第10条第1項に相当する規定がないことから、独立行政法人等は、特定個人情報ファイルを保有する前に委員会に通知する必要はない。地方公共団体等についても、同様に委員会に通知する必要はない。

B 事前通知が不要の場合（行政機関個人情報保護法第10条第2項）

行政機関個人情報保護法第10条第2項の規定は、特定個人情報ファイルについても個人情報ファイルと同様に適用されることから、同項各号に掲げる個人情報ファイル（例：行政機関の職員の給与に関する事項を記録するもの）に相当する特定個人情報ファイルについては、行政機関の長は、委員会に事前に通知する必要がない。

ただし、事前に通知する必要がない場合であっても、番号法第28条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとされていることに留意する必要がある。

C 保有をやめたときの通知（番号法第30条第1項又は第31条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第10条第3項）

行政機関の長は、行政機関個人情報保護法第10条第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファ

条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知しなければならない。

〈参考〉行政機関における委員会への事前通知等の要否

事前通知等の要否	具体的な場面
[略]	[略]
[略]	個人情報保護法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルに相当する特定個人情報ファイル

(独立行政法人等及び地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はない。)

第4-4-(3) 開示

(関係条文)

- ・ 番号法 第30条第1項、第31条第1項及び第2項
- ・ 個人情報保護法 第76条から第89条まで
[削る。]

- **開示** (番号法第30条第1項により読み替えて適用される個人情報保護法第76条から第89条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項及び第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第76条から第89条まで。番号法施行令第33条)

イルが同条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知しなければならない。

〈参考〉行政機関における委員会への事前通知等の要否

事前通知等の要否	具体的な場面
[同左]	[同左]
[同左]	行政機関個人情報保護法第10条第2項各号に掲げる個人情報ファイルに相当する特定個人情報ファイル

(独立行政法人等及び地方公共団体等は、委員会へ事前通知等をする必要はない。)

第4-4-(3) 開示

(関係条文)

- ・ 番号法 第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで
- ・ 行政機関個人情報保護法 第12条から第26条まで
- ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第12条から第26条まで

- **開示** (番号法第30条第1項又は第2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条から第26条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第12条から第26条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項から第3項までにより読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第12条から第26条ま

行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長等に対して自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報の開示を請求することができる（個人情報保護法第76条第1項）。

ただし、特定個人情報については、次のAからCまでについて個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

[削る。]

A 事案の移送の禁止

[略]

B 他の法令による開示の実施との調整

個人情報保護法第88条の適用を除外し、他の法令の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わないこととしている。

で。番号法施行令第33条)

行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長に対して自己を本人とする保有個人情報である特定個人情報の開示を請求することができる（行政機関個人情報保護法第12条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。）。

ただし、特定個人情報については、次のAからDまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

A 代理人の範囲の拡大

未成年者又は成年被後見人の法定代理人のほか、任意代理人が本人に代わって開示の請求をすることができる。

B 事案の移送の禁止

[同左]

C 他の法令による開示の実施との調整

行政機関個人情報保護法第25条及び独立行政法人等個人情報保護法第25条の適用を除外し、他の法令の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わ

C 開示請求の手数料の免除

[略]

第4-4-(4) 訂正

(関係条文)

- ・ 番号法 第30条第1項、第31条第1項及び第2項
- ・ 個人情報保護法 第90条から第97条まで
[削る。]

- **訂正** (個人情報保護法第90条から第97条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項及び第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第90条から第97条まで)

行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長等に対して自己を本人とする特定個人情報で開示を受けたものについての訂正を請求することができる（個人情報保護法第90条第1項）。

ただし、特定個人情報については、次のA及びBについて

ないこととしている。

D 開示請求の手数料の免除

[同左]

第4-4-(4) 訂正

(関係条文)

- ・ 番号法 第30条第1項及び第2項、第31条第1項から第3項まで
- ・ 行政機関個人情報保護法 第27条から第35条まで
- ・ 独立行政法人等個人情報保護法 第27条から第35条まで

- **訂正** (番号法第30条第1項又は第2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第27条から第35条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第27条から第35条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項から第3項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第27条から第35条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第27条から第35条まで)

行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も行政機関の長に対して自己を本人とする特定個人情報で開示を受けたものについての訂正を請求することができる（行政機関個人情報保護法第27条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。）。

ただし、特定個人情報については、次のAからCまでにつ

個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>	いて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。 <u>地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。</u>
[削る。] <u>A</u> 事案の移送の禁止 [略] <u>B</u> 訂正を実施した場合の通知先の変更 [略]	<u>A</u> 代理人の範囲の拡大 特定個人情報の開示の場合と同様、任意代理人が本人に代わって訂正の請求をすることができる。 <u>B</u> 事案の移送の禁止 [同左] <u>C</u> 訂正を実施した場合の通知先の変更 [同左]
第4-4-(5) 利用停止 (関係条文) ・番号法 第30条<u>第1項</u>、第31条第1項<u>及び第2項</u> ・<u>個人情報保護法 第98条から第103条まで</u> [削る。] ● 利用停止 (番号法第30条<u>第1項</u>により読み替えて適用される<u>個</u>	第4-4-(5) 利用停止 (関係条文) ・番号法 第30条<u>第1項及び第2項</u>、第31条第1項<u>から第3項まで</u> ・<u>行政機関個人情報保護法 第36条から第41条まで</u> ・<u>独立行政法人等個人情報保護法 第36条から第41条まで</u> ● 利用停止 (番号法第30条<u>第1項又は第2項</u>により読み替えて適

個人情報保護法第98条から第103条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項及び第2項により適用が除外される個人情報保護法第5章第4節第3款)

行政機関等の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、個人情報保護法の規定により、何人も、自己を本人とする保有個人情報が適法に取得されたものでないとき等のときは、その利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる（個人情報保護法第98条第1項）。

ただし、特定個人情報については、次のA及びBについて個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

[削る。]

A 請求事由の追加等

[略]

用される行政機関個人情報保護法第36条から第41条まで又は独立行政法人等個人情報保護法第36条から第41条まで。情報提供等の記録については番号法第31条第1項から第3項までにより適用が除外される行政機関個人情報保護法第4章第3節)

行政機関の保有する特定個人情報については、個人情報と同様、行政機関個人情報保護法の規定により、何人も、自己を本人とする保有個人情報が適法に取得されたものでないとき等のときは、その利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる（行政機関個人情報保護法第36条第1項。独立行政法人等についての独立行政法人等個人情報保護法も同じ。）。

ただし、特定個人情報については、次のAからCまでについて行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と異なる規定となっているので留意する必要がある。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

A 代理人の範囲の拡大

特定個人情報の開示の場合と同様、任意代理人が本人に代わって利用停止の請求をすることができる。

B 請求事由の追加等

[同左]

B 情報提供等の記録の取扱い

[略]

第4-5 [略]

第4-6 個人情報保護法の主な規定

行政機関等は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある。具体的な取扱いについては、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）によることを前提としている。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

A 個人情報の保有の制限等（個人情報保護法第61条）

a 利用目的の特定（第1項）

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

b 保有の制限（第2項）

行政機関等は、aの規定により特定された利用目的の達成に

C 情報提供等の記録の取扱い

[同左]

第4-5 [同左]

第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定

行政機関等は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある。具体的な取扱いについては、従来と同様に、指針等によることを前提としている。

地方公共団体においては、番号法第32条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

ここでは、行政機関個人情報保護法の規定を例として挙げる。

A 個人情報の保有の制限等（行政機関個人情報保護法第3条）

a 利用目的の特定（第1項）

行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

b 保有の制限（第2項）

行政機関は、aの規定により特定された利用の目的（以下

必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

c 利用目的の変更（第3項）

行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

B 利用目的の明示（個人情報保護法第62条）

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

C 不適正な利用の禁止（個人情報保護法第63条）

行政機関の長（同法第2条第8項第4号及び第5号の個人情報

「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

c 利用目的の変更（第3項）

行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

B 利用目的の明示（行政機関個人情報保護法第4条）

行政機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

[加える。]

保護法施行令第3条で定める機関にあっては、その機関ごとに個人情報保護法施行令第17条で定める者をいう。)及び独立行政法人等(個人情報保護法別表第2に掲げる法人を除く。以下第4-6において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 <u>D</u> 適正な取得 (個人情報保護法第64条) 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 <u>E</u> 保有個人情報の正確性の確保 (個人情報保護法第65条) <u>行政機関の長等</u>は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。 <u>F</u> 漏えい等の報告等 (個人情報保護法第68条) a 委員会への報告 (第1項) 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護法施行規則第43条で定めるものが生じたときは、個人情報保護法施行規則第44条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。	[加える。] <u>C</u> 保有個人情報の正確性の確保 (行政機関個人情報保護法第5条) <u>行政機関の長</u>は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。 [加える。]
---	--

b 本人への通知（第2項）

aに規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護法施行規則第45条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に個人情報保護法第78条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

G 外国にある第三者への提供の制限（個人情報保護法第71条）

a 外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意（第1項）

行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下a～cにおいて同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下a～cにおいて同じ。）にある第三者（個人情報保護法第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて同法第4章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（cにおいて「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護法施行規則第46条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下a及びb

[加える。]

において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報
を提供する場合には、法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ
外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なけ
ればならない。

b 同意取得時の情報提供 (第2項)

行政機関の長等は、aの規定により本人の同意を得ようとする
場合には、個人情報保護法施行規則第47条で定めるところに
より、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する
制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他
当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

c 講ずべき必要な措置等 (第3項)

行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者 (aに
規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目
的のために提供した場合には、法令に基づく場合を除くほか、
個人情報保護法施行規則第48条で定めるところにより、当該第
三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措
置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関
する情報を当該本人に提供しなければならない。

H 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (個人情報保護法第75条)

a 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (第1項)

**D 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (行政機関個人情報保護法
第11条)**

a 個人情報ファイル簿の作成及び公表 (第1項)

<u>行政機関の長等</u>は、<u>個人情報保護法施行令第20条</u>で定めるところにより、<u>当該行政機関の長等の属する行政機関等</u>が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 一 個人情報ファイルの名称 二 <u>当該機関</u>の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 三 個人情報ファイルの利用目的 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下<u>H</u>において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。bにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下<u>H</u>において「記録範囲」という。） 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下<u>H</u>において「記録情報」という。）の収集方法 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 七 記録情報を<u>当該機関</u>以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先 八 開示、訂正又は利用停止の請求を受理する組織の名称及び所在地 九 訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止について他の法律又はこれに基づく命令により特別の手続が定められているときは、その旨 十 その他<u>個人情報保護法施行令第20条</u>で定める事項	<u>行政機関の長</u>は、<u>行政機関個人情報保護法施行令第10条</u>で定めるところにより、<u>当該行政機関</u>が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 一 個人情報ファイルの名称 二 <u>当該行政機関</u>の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 三 個人情報ファイルの利用目的 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下<u>D</u>において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。bにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下<u>D</u>において「記録範囲」という。） 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下<u>D</u>において「記録情報」という。）の収集方法 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 七 記録情報を<u>当該行政機関</u>以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先 八 開示、訂正又は利用停止の請求を受理する組織の名称及び所在地 九 訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止について他の法律又はこれに基づく命令により特別の手続が定められているときは、その旨 十 その他<u>行政機関個人情報保護法施行令第10条</u>で定める事項
---	--

b 個人情報ファイル簿への掲載の適用除外（第2項）

aの規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

① 個人情報保護法第74条第2項第1号から第10号に掲げる個人情報ファイル（第1号）

- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 五 個人情報保護法第74条第1項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 六 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する

b 個人情報ファイル簿への掲載の適用除外（第2項）

aの規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- 三 当該行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 五 行政機関個人情報保護法第10条第1項の規定による通知又はa（同法第11条第1項）の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 六 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個

個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が個人情報保護法施行令第19条で定める数に満たない個人情報ファイル

十 三から九までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして個人情報保護法施行令第19条で定める個人情報ファイル

② aの規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの（第2号）

③ ②に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして個人情報保護法施行令第20条で定める個人情報ファイル（第3号）

c 個人情報ファイル簿の一部不記載（第3項）

aの規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは個人情報保護法第74条第1項第5号（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）若しくは第7号（記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先）を個

個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が行政機関個人情報保護法施行令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 三から九までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして行政機関個人情報保護法施行令で定める個人情報ファイル

c 個人情報ファイル簿の一部不記載（第3項）

aの規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法若しくは同記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファ

個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

I 審査請求（個人情報保護法第104条から第106条まで）

I-1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第104条第1項）

[略]

I-2 審査会への諮問（第105条第1項）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（I-3及びI-4において「反対意見書」という。）が提出されている場合を

イルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

E 審査請求（行政機関個人情報保護法第42条から第44条まで）

E-1 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第42条第1項）

[同左]

E-2 審査会への諮問（第43条第1項）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書（E-3及びE-4において「反対意見書」という。）が提出されている場合を

除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

I-3 諮問をした旨の通知 (第105条第2項)

I-2の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及びI-4において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

I-4 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 (第106条第1項)

次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合、行政機関の長等は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示について反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第

除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

E-3 諮問をした旨の通知 (第43条第2項)

I-2の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及びE-4において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

E-4 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 (第44条第1項)

次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合、行政機関の長は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示について反対意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者

三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

J 苦情の処理（個人情報保護法第126条）

行政機関の長等は、行政機関等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置

（行政機関等・地方公共団等編）

【目次】

1 [略]

2 講ずべき安全管理措置の内容

[A・B 略]

C 組織的安全管理措置

[a～c 略]

d 漏えい等事案に対応する体制等の整備

に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

F 苦情の処理（行政機関個人情報保護法第48条）

行政機関の長は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（別添）特定個人情報に関する安全管理措置

（行政機関等・地方公共団等編）

【目次】

1 [同左]

2 講ずべき安全管理措置の内容

[A・B 同左]

C 組織的安全管理措置

[a～c 同左]

d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備

e [略]

[D・E 略]

F 技術的安全管理措置

[a～c 略]

d 漏えい等の防止

G 外的環境の把握

1 [略]

2 講ずべき安全管理措置の内容

本セクション2においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述している。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

行政機関等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護法等関係法令、本ガイドライン、個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）、指針等^(注)及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。

地方公共団体等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護条例、本ガイドライン、指針等及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体等において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。

e [同左]

[D・E 同左]

F 技術的安全管理措置

[a～c 同左]

d 情報漏えい等の防止

[加える。]

1 [同左]

2 講ずべき安全管理措置の内容

本セクション2においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述している。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

行政機関等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、行政機関個人情報保護法等関係法令、本ガイドライン、指針等^(注)及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。

地方公共団体等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護条例、本ガイドライン、指針等及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体等において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容を遵守するものとする。また、個人番号利用事務の実施に当たり、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等を遵守することを前提とする。

(注) 「指針等」とは、「地方公共団体における個人情報保護対策について（平成 15 年 6 月 16 日総行情第 91 号総務省政策統括官通知）」等をいう。

[A・B 略]

C 組織的安全管理措置

[略]

a 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。

行政機関等は、組織体制の整備として、次に掲げる事項を含める。地方公共団体等は、次に掲げる事項を参考に、適切に組織体制を整備する。

- ・ [略]

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容を遵守するものとする。また、個人番号利用事務の実施に当たり、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等を遵守することを前提とする。

(注) 「指針等」とは、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成 16 年 9 月 14 日総管情第 84 号総務省行政管理局長通知）」、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成 16 年 9 月 14 日総管情第 85 号総務省行政管理局長通知）」及び「地方公共団体における個人情報保護対策について（平成 15 年 6 月 16 日総行情第 91 号総務省政策統括官通知）」等をいう。

[A・B 同左]

C 組織的安全管理措置

[同左]

a 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。

行政機関等は、組織体制の整備として、次に掲げる事項を含める。地方公共団体等は、次に掲げる事項を参考に、適切に組織体制を整備する。

- ・ [同左]

- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ 個人番号の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制の整備
- ・ [略]

[b・c 略]

d 漏えい等事案に対応する体制等の整備

漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。

漏えい等事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。

（※）行政機関等及び地方公共団体等において、漏えい等事案が発生した場合等の対応の詳細については、「（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。

《手法の例示》

- * 漏えい等事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制及び手順等を整備することが考えられる。

- ・ [同左]
- ・ [同左]
- ・ [同左]
- ・ [同左]
- ・ [同左]
- ・ 個人番号の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制の整備
- ・ [同左]

[b・c 同左]

d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備

情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。

情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である。

[加える。]

《手法の例示》

- * 情報漏えい等の事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制及び手順等を整備することが考えられる。

- ・ 漏えい等事案が発覚した際の報告・連絡等
- ・ [略]
- ・ 影響を受ける可能性のある本人への通知
- ・ 委員会への報告
- ・ [略]
- ・ [略]

* [略]

D 人的安全管理措置

[略]

a [略]

b 事務取扱担当者等の教育

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修を行う。

前記教育研修については、教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与す

- ・ 情報漏えい等の事案が発覚した際の報告・連絡等
- ・ [同左]
- ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ・ 委員会及び事業所管大臣への報告
- ・ [同左]
- ・ [同左]

* [同左]

D 人的安全管理措置

[同左] 人的安全管理措置[略]

a [同左]

b 事務取扱担当者等の教育

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

また、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

総括責任者は、保護責任者に対し、課室等における特定個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修を行う。

前記教育研修については、教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与す

る等の必要な措置を講ずる。

なお、サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第 29 条の 2、番号法施行令第 32 条）。

- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]

c [略]

E [略]

F 技術的安全管理措置

[a～c 略]

d 漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における漏えい等を防止するための措置を講ずる。

特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿する。

る等の必要な措置を講ずる。

なお、サイバーセキュリティの研修については、番号法に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、次に掲げるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う（番号法第 29 条の 2、番号法施行令第 30 条の 2）。

- ・ [略]
- ・ [略]
- ・ [略]

c [略]

E [略]

F 技術的安全管理措置

[a～c 同左]

d 情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における漏えい等を防止するための措置を講ずる。

特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿する。

《手法の例示》

- * 通信経路における漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。
- * [略]

G 外的環境の把握

行政機関等及び地方公共団体等が、外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（別添 2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等
（行政機関等・地方公共団体等編）

【目次】

- 1 特定個人情報の漏えい等の考え方
 - A 「漏えい」の考え方
 - B 「滅失」の考え方
 - C 「毀損」の考え方
- 2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置
 - A 組織内における報告及び被害の拡大防止
 - B 事実関係の調査及び原因の究明
 - C 影響範囲の特定
 - D 再発防止策の検討及び実施

《手法の例示》

- * 通信経路における情報漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。
- * [同左]

[加える。]

[加える。]

E 委員会への報告及び本人への通知

3 委員会への報告（番号法第 29 条の 4 第 1 項関係）

A 報告対象となる事態

B 報告義務の主体

C 速報（規則第 3 条第 1 項関係）

D 確報（規則第 3 条第 2 項関係）

E 委託元への通知の例外（規則第 4 条関係）

4 本人への通知（番号法第 29 条の 4 第 2 項）

A 通知対象となる事態及び通知義務の主体

B 通知の時間的制限等

C 通知の内容

D 通知の方法

E 通知の例外

1 特定個人情報の漏えい等の考え方

A 「漏えい」の考え方

特定個人情報の「漏えい」とは、特定個人情報が外部に流出することをいう。

【特定個人情報の漏えいに該当する事例】

- * 特定個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合
- * 特定個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合
- * システムの設定ミス等によりインターネット上で特定個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合
- * 特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

＊ 不正アクセス等により第三者に特定個人情報を含む情報が窃取された場合

＊ 特定個人情報の開示請求を受け、本来は非開示とすべき第三者の特定個人情報を誤って開示した場合

なお、特定個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。

B 「滅失」の考え方

特定個人情報の「滅失」とは、特定個人情報の内容が失われることをいう。

【特定個人情報の滅失に該当する事例】

＊ 特定個人情報ファイルから出力された氏名等が記録された帳票等を誤って廃棄した場合（※1）

＊ 特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等を当該行政機関等及び地方公共団体等の内部で紛失した場合（※2）

なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、個人番号利用事務等実施者が合理的な理由により特定個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。

（※1）当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、特定個人情報の漏えいに該当する場合がある。

(※2) 当該行政機関等及び地方公共団体等の外部に流出した場合には、特定個人情報の漏えいに該当する。

C 「毀損」の考え方

特定個人情報の「毀損」とは、特定個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【特定個人情報の毀損に該当する事例】

- * 特定個人情報の内容が改ざんされた場合
- * 暗号化処理された特定個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合
- * ランサムウェア等により特定個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合(※)

なお、上記事例2つ目及び3つ目の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。

(※) 同時に特定個人情報が窃取された場合には、特定個人情報の漏えいにも該当する。

2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

特定個人情報を取り扱う行政機関等及び地方公共団体等は、漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案（以下「漏えい等事案」とい

う。)が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次のAからEに掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

A 組織内における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

B 事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

C 影響範囲の特定

上記Bで把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。

D 再発防止策の検討及び実施

上記Bの結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。

E 委員会への報告及び本人への通知

③(委員会への報告)、④(本人への通知)を参照のこと。
なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等につ

いて、速やかに公表する。

3 委員会への報告（番号法第 29 条の 4 第 1 項関係）

A 報告対象となる事態

番号法第 29 条の 4（第 1 項）

- 1 個人番号利用事務等実施者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

規則第 2 条

番号法第 29 条の 4 第 1 項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報 ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報 ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報 (2) 次に掲げる事態 イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態 ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態 (3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態 (4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態 イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報	
--	--

- ロ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報
- ハ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

個人番号利用事務等実施者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、委員会に報告しなければならない（※1）。

- (1) 次に掲げる特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態（規則第2条第1号関係）

- イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

- ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

- ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

(2) 次に掲げる事態（規則第2条第2号関係）

- イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ロ 不正の目的をもって、特定個人情報を利用され、又は利用されたおそれがある事態
- ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

「不正の目的をもって」イからハに該当する事態を発生させた主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。

【報告を要する事例】

- * 不正アクセスにより特定個人情報が漏えいした場合（※2）
- * ランサムウェア等により特定個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合
- * 特定個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
- * 業務に関係なく、マイナンバーを利用し、住所等を検索・取得した場合
- * 従業者が特定個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合（※3）

- (3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態（規則第2条第3号関係）

【報告を要する事例】

- * システムの設定ミス等によりインターネット上で特定個人情報の閲覧が可能な状態となっている場合

(4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える事態
(規則第 2 条第 4 号関係)

- イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報
- ロ 番号法第 9 条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報
- ハ 番号法第 19 条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

「特定個人情報に係る本人の数」は、当該個人番号利用事務等実施者が取り扱う特定個人情報のうち、イからハに該当する特定個人情報に係る本人の数をいう。「特定個人情報に係る本人の数」について、事態が発覚した当初 100 人以下であっても、その後 100 人を超えた場合には、100 人を超えた時点で規則第 2 条第 4 号に該当することになる。本人の数が確定できないイからハに該当する事態において、当該事態が発生したおそれがある特定個人情報に係る本人の数が最大 100 人を超える場合には、規則第 2 条第 4 号に該当する。

【報告を要する事例】

- * 第三者に誤送付・誤送信した特定個人情報に係る本人の数が 100

人を超える場合

- * マイナンバー部分にマスキング処理することを失念して、特定個人情報を取り扱わない委託事業者等に提供した特定個人情報に係る本人の数が 100 人を超える場合

(※1) 報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

(※2) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の（ア）から（エ）が考えられる。

（ア）特定個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

（イ）特定個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

（ウ）マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ（C & Cサーバ）が使用しているものとして知られているIPアドレス・FQDN（Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ（サーバ等）を特定するもの。）への通信が確認された場合

(エ) 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

(※3) 従業者による特定個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、特定個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

ただし、報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、特定個人情報を取り扱う行政機関等及び地方公共団体等は委員会に報告する。

なお、特定個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

B 報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、規則第2号の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。

特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等又は地方公共団体等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合に

は、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる（※）。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（**3**E 参照）。

また、行政機関Aが特定個人情報（特定個人情報A）の取扱いを委託している場合において、受託者が別の行政機関Bから特定個人情報（特定個人情報B）の取扱いを受託しており、特定個人情報Bについて受託者において報告の対象事態が発生した場合であっても、委託元である行政機関Aは報告義務を負わず、行政機関B及び受託者のみが報告義務を負うことになる。

（※）報告対象事態に該当しない漏えい等事案において、特定個人情報の取扱いを委託している場合、委託元と委託先の双方が報告する。
この場合、委託元及び委託先の連名で委員会に報告することができる。

C 速報（規則第3条第1項関係）

規則第3条第1項

個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、番号法第29条の4第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次

条において同じ。)を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 特定個人情報の項目
- (3) 特定個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

個人番号利用事務等実施者は、報告対象となる事態を知ったときは、速やかに、委員会に報告しなければならない。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、行政機関等及び地方公共団体等のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、行政機関等及び地方公共団体等が当該事態を知った時点から概ね3日～5日以内である。

委員会への漏えい等報告については、次の(1)から(9)までに掲げる事項を、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

- (1) 「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第2条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。 (2) 「特定個人情報の項目」 特定個人情報の項目について、媒体や種類（住民情報、従業員情報の別等）とともに報告する。 (3) 「特定個人情報に係る本人の数」 特定個人情報に係る本人の数について報告する。 (4) 「原因」 当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。 (5) 「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」 当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。 (6) 「本人への対応の実施状況」 当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。 (7) 「公表の実施状況」 当該事態に関する公表の実施状況について報告する。	
--	--

(8) 「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

(9) 「その他参考となる事項」

上記の(1)から(8)の事項を補完するため、委員会が事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

D 確報（規則第3条第2項関係）

規則第3条第2項

個人番号利用事務等実施者は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第2号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（規則第2条第2号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第3号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会に報告しなければならない。

30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様

に、行政機関等及び地方公共団体等のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※２）に当たっては、その時点から１日目とする。

確報においては、3C(1)から(9)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

（※１）速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、１回の報告で速報と確報を兼ねることができる。

（※２）確報の報告期限（30日以内又は60日以内）の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日～1月3日）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条）。

E 委託元への通知の例外（規則第4条関係）

規則第4条

個人番号利用事務等実施者は、番号法第29条の4第1項ただし書の規定による通知をする場合には、第2条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第1項各号に定める事項を通知しなければならない。

委託先は、委員会への報告義務を負っている委託元に対し、
③C(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。

委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。

4 本人への通知（番号法第29条の4第2項）

番号法第29条の4第2項

前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

規則第5条関係

個人番号利用事務等実施者は、番号法第29条の4第2項本文の規定による通知をする場合には、第2条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

A 通知対象となる事態及び通知義務の主体

個人番号利用事務等実施者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。

通知義務を負う主体は、規則第2条の事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。（※）

特定個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等又は地方公共団体等と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。

漏えい等した特定個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。

なお、特定個人情報の取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に³C(1)から(9)までに掲げる事

項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。

(※) 報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、事案の内容等に応じて、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、特定個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知する。

B 通知の時間的制限等

個人番号利用事務等実施者は、規則第2条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例(※)】

* インターネット上の掲示板等に漏えいした複数の特定個人情報がアップロードされており、個人番号利用事務等実施者において当該掲示板等

の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

- * 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

(※) 「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはない。

C 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第3条第1項第1号）、「特定個人情報の項目」（同項第2号）、「原因」（同項第4号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第5号）及び「その他参考となる事項」（同項第9号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（[4](#)B参照）。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。そのため、通知によって被害が拡大するおそれがある場合には、その時点で通知を要するものではないが、そのような場合であっても、当該おそれがなくなった後は、速やかに通知する必要がある。

また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

- * 不正アクセスにより特定個人情報漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。
- * 漏えい等が発生した特定個人情報の項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関係する内容のみを本人に通知すること。

(※) 規則第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、**3**Cを参照のこと。なお、同項第9号に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

D 通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、特定個人情報の取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められて

いないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

【本人への通知の方法の事例】

- * 文書を郵便等で送付することにより知らせること。
- * 電子メールを送信することにより知らせること。

E 通知の例外

本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置（※１）を講ずることによる対応が認められる。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

- * 保有する特定個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合
- * 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

【代替措置に該当する事例】

- * 事案の公表（※２）
- * 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの特定個人情報対象となっているか否かを確認できるようにすること

（※１）代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行う。

（※２）公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知

すべき内容を基本とする。	
--------------	--